

議案第 99 号

東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例制定の件

東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例

東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 56 年東大阪市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「小学校・中学校教育職給料表」の次に「（幼稚園に勤務する職員にあっては、備考を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 幼稚園に勤務する職員のうちその属する職務の級が 3 級である者の給料月額は、前項において準用する同項第 2 号に定める給料表の額に 7,500 円を加算した額とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（教職調整額）

第 5 条の 2 職員のうち、その属する職務の級が第 3 条第 1 項において準用する同項各号の給料表の 1 級、2 級又は特 2 級である者（指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項に規定する指導改善研修被認定者をいう。）その他教育委員会規則で定める者を除く。）には、その者の給料月額の 100 分の 10（幼稚園に勤務する職員にあっては、100 分の 4）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8条第2項中「応じて」の次に「、並びに当該職員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の校務類型とは、次に掲げる校務の種類をいう。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

附則に次の1項を加える。

9 次の表の左欄に掲げる期間における第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対

する教職調整額の支給については、改正後の第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第3条 職員の給料については、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）別表第4に定める給料表を準用して支給する。この場合においては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給料表を準用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員 小学校・中学校教育職給料表 <u>（幼稚園に勤務する職員にあっては、備考を除く。）</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 職員の給料については、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）別表第4に定める給料表を準用して支給する。この場合においては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給料表を準用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員 小学校・中学校教育職給料表</p>
<p><u>2 幼稚園に勤務する職員のうちその属する職務の級が3級である者の給料月額は、前項において準用する同項第2号に定める給料表の額に7,500円を加算した額とする。</u></p> <p><u>（教職調整額）</u></p>	

第5条の2 職員のうち、その属する職務の級が第3条第1項において準用する同項各号の給料表の1級、2級又は特2級である者（指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。）その他教育委員会規則で定める者を除く。）には、その者の給料月額の100分の10（幼稚園に勤務する職員にあっては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（義務教育等教員特別手当）

第8条（略）

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、職務の級）の別に応じて、並びに当該職

（義務教育等教員特別手当）

第8条（略）

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規

員の校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、

教育委員会規則で定める。

3 前項の校務類型とは、次に掲げる校務の種類をいう。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校

の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

附 則

1～8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる期間における第5条の2第1項の

規定の適用については、同項中「100分の10」とあるの

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和8年1月1日から同年12月</u>	<u>100分の5</u>
<u>31日まで</u>	
<u>令和9年1月1日から同年12月</u>	<u>100分の6</u>
<u>31日まで</u>	
<u>令和10年1月1日から同年12</u>	<u>100分の7</u>

則で定める。

附 則

1～8 (略)

<u>月 3 1 日まで</u>	
<u>令和 1 1 年 1 月 1 日から 同年 1 2</u>	<u>1 0 0 分の 8</u>
<u>月 3 1 日まで</u>	
<u>令和 1 2 年 1 月 1 日から 同年 1 2</u>	<u>1 0 0 分の 9</u>
<u>月 3 1 日まで</u>	